

議案第 103 号

藤沢情報通信センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

藤沢情報通信センター

2 指定管理者となる団体

一関市八幡町 1 番 24 号

株式会社一関ケーブルネットワーク

代表取締役 山 岸 学

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第103号 参考資料No.1

指定管理者指定の総括表

議案 番号	指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規 ・更新	指定管理の状況			
			期間	年数		導 入 年月日	現在の 指定管理者	現在の指定期間	令和2年度 指定管理料
103	藤沢情報通信センター	株式会社一関ケーブルネット ワーク	R3.4.1 ~ R8.3.31	5年	更新	H23.6.1	左記団体に同じ	H28.4.1 ~ R3.3.31	9,137,907円
104	一関市永井市民センター	永井地域コミュニティ活性化 協議会	R3.4.1 ~ R8.3.31	5年	新規	—	—	—	—
105	高倉コミュニティセンター	永井地域コミュニティ活性化 協議会	R3.4.1 ~ R6.3.31	3年 ※1	新規	—	—	—	—
106	一関市興田市民センター	興田地区振興会	R3.4.1 ~ R8.3.31	5年	新規	—	—	—	—
	大東開発センター								
	一関市興田市民センター天狗田体育館								
	一関市興田市民センター中川体育館								
	一関市興田市民センター京津畑体育館								
	一関市興田市民センター丑石体育館								
	大東バレーボール記念館								
107	一関市興田市民センター興田体育館	興田地区振興会	R3.4.1 ~ R6.3.31	3年 ※1	新規	—	—	—	—
108	伊勢館公園野球場	興田地区振興会	R3.4.1 ~ R6.3.31	3年 ※1	新規	—	—	—	—
	伊勢館公園テニスコート								
109	一関市磐清水市民センター	磐清水自治協議会	R3.4.1 ~ R8.3.31	5年	新規	—	—	—	—
	磐清水文化センター								

110	一関市田河津市民センター	田河津振興会	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31	5年	新規	—	—	—	—
111	一関市川崎市民センター	川崎まちづくり協議会	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31	5年	新規	—	—	—	—
112	並木ヶ丘コミュニティグラウンド	藤沢町モータースポーツ協会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	新規	—	—	—	—
113	一関文化センター	特定非営利活動法人一関文化 会議所	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31	5年	更新	H20. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	178, 273, 796円
114	一関勤労青少年ホーム	特定非営利活動法人一関文化 会議所	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H20. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	16, 153, 500円
115	一関市女性センター	特定非営利活動法人一関文化 会議所	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H20. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	20, 181, 700円
116	千厩こがね館	南小梨自治会	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	なし
117	室根第4区集落センター	浜横沢地区自治会振興会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	97, 000円
118	室根田茂木地区コミュニティセンター	田茂木自治会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※2	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	なし
119	室根ひこばえの森交流センター	矢越地区自治会振興会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	393, 000円
	H30. 4. 1 ~ R3. 3. 31							126, 000円	
120	室根交流促進センター	津谷川地区自治会振興会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	868, 000円
121	西口コミュニティセンター	西口自治会協議会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	252, 000円
	西口地区体育館								
122	本郷白藤交流館	本郷地区自治会協議会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	26, 000円
123	曲田地区ふれあいセンター	曲田地域自治会協議会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	165, 000円
124	陶芸センター	深萱自治会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	415, 000円
125	新沼コミュニティセンター	新沼地区自治会協議会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	321, 000円

126	郷土文化保存伝習館	藤沢町文化振興協会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	190,000円
127	藤沢スポーツランド	藤沢町モータースポーツ協会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	1,225,000円
128	一関市藤沢市民センター	藤沢町住民自治協議会	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31	5年	更新	H28. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	23,619,000円
	一関市藤沢市民センター黄海分館								
129	大東児童クラブ	大東児童クラブ運営委員会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H25. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	10,501,000円
130	川崎児童クラブ	川崎児童クラブ運営委員会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H25. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	10,984,000円
131	一関市真湯温泉センター	株式会社寿広	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	15,612,526円
132	千厩新町にぎわい交流施設	協同組合千厩新町振興会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H17. 12. 16	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	なし
133	東山矢ノ森集会施設愛花夢館	矢の森自治会	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1年 ※3	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	なし
134	東山山谷自治会館	山谷自治会	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	なし
135	室根農林水産物産地直売・交流促進施設	室根産地直売協同組合	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31	5年	更新	H30. 4. 1	左記団体に同じ	H30. 4. 1 ~ R3. 3. 31	なし
136	川崎農村女性の家いぶき会館	赤柴自治会	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H22. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	513,000円
137	藤沢有機肥料センター	株式会社若葉	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	3年 ※1	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	なし
138	大籠キリシタン殉教公園	藤沢町文化振興協会	R3. 4. 1 ~ R8. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	5,069,000円
	大籠キリシタン資料館								
	大籠殉教記念クルス館								

※1 「指定の期間」の欄の「年数」の欄中に※1を付した施設は、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設である。

施設保有の見直し対象施設の指定期間を令和5年度までの3年間とする理由は、以下のとおりである。

行政目的で使用している建物系施設（825施設（平成27年4月1日現在））は、平成30年度に策定した一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和8年度（2026年度）まで）に掲げる取組に基づき、保有の見直しを行うこととしている。

このうち、老朽化した施設、小規模な施設、行政によるサービス提供の必要性が低下していると考えられる施設のいずれかに該当するものについては、先導的な取組による施設保有の見直し対象施設として、市民との共通認識を図りながら施設保有の見直し案（注）を施設ごとに、令和2年度末を目標に定める予定としている。

見直し案策定後、その実施に向けた協議等は3年程度を要すると見込まれることから、施設保有の見直しの対象施設については、指定期間を令和5年度までとするものである。

（注）施設保有の見直し案

施設の統合、集約、移転、転用、民営化等の今後の施設の在り方や改修等の必要性について、施設ごとに定めるもの

※2 「指定の期間」の欄の「年数」欄中に※2を付した施設は、「自治集会所として使用する公の施設に係る管理主体の適正化について」（平成26年7月25日行財政改革推進本部決定方針）により、単一の行政区民のみが自治集会所として使用している公の施設の場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」による財産処分制限期間の経過後に地元自治会への譲渡を促進する方針としていることから、財産処分制限期間が終了するまでの3年間としているものである。

※3 「指定の期間」の欄の「年数」欄中に※3を付した施設についても、※2同様、財産処分制限期間が終了するまでの1年間としているものである。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢情報通信センター

イ 所在地

一関市藤沢町藤沢字町裏 187 番地

ウ 施設規模等

一関市役所藤沢支所内：放送設備等一式

一関ケーブルネットワーク内：受信設備一式、放送設備等一式

藤沢地域内等：送信施設（光ファイバ網(約 271 km)、屋外中継増幅器、自営柱(299 本)等)

(2) 設置目的

市民生活の情報化を促進し、豊かで住みよいまちづくりの向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

株式会社一関ケーブルネットワーク

(2) 代表者名

代表取締役 山 岸 学

(3) 事務所の所在地

一関市八幡町 1 番 24 号

(4) 設立年月日

昭和 54 年 4 月 27 日

(5) 事業概要

ア テレビ放送再送信事業

イ 有線テレビ自主放送番組の制作・編集並びに送信事業

ウ FM放送同時再送信事業

エ 宣伝・広告事業

オ 電気通信事業

カ 前各項に付帯する関連事業

(6) 純資産（令和 2 年 6 月 30 日現在）

341,935,089 円

(7) 従業員数（令和 2 年 6 月 30 日現在）

18 人

(8) 役員

代表取締役 1 人、取締役 2 人、監査役 1 人

(9) 団体の財務状況

貸借対照表（令和2年6月30日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	193,763,589	流動負債	40,609,322
固定資産	214,940,822	固定負債	26,160,000
		負債合計	66,769,322
		純 資 産 の 部	
		株主資本	341,935,089
		純資産合計	341,935,089
資産合計	408,704,411	負債純資産合計	408,704,411

3 選定理由

藤沢情報通信センターの指定管理候補者として、次の理由により、株式会社一関ケーブルネットワークを選定した。

当該団体は、平成23年度から現在まで当該施設の指定管理者として管理運営を行っている。市内で唯一、テレビ放送と併せてインターネット業務等を行っている団体である。組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

当該施設は、現在の指定管理者である当該団体のケーブルテレビシステム設備を利用し、地上波テレビ放送等から受信した音声、映像、データ等を伝送ケーブルを通じて各家庭に配信しており、当該団体による管理運営が最も効率的かつ効果的であると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「キ その他市長が必要と認める場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定管理期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 104 号

一関市永井市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市永井市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町永井字粒乱田 69 番地 1
永井地域コミュニティ活性化協議会
会長 渡 邊 章 市

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等	
一関市永井市民センター	一関市花泉町永井字粒乱田 69 番地 1	敷地面積	37,737 m ²
		延べ面積	1,589 m ²
高倉コミュニティセンター	一関市花泉町永井字薬師沢 99 番地	敷地面積	4,687 m ²
		延べ面積	302 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市永井市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ主体的な地域づくり活動を支援するため。
高倉コミュニティセンター	近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

永井地域コミュニティ活性化協議会

(2) 代表者名

会長 渡 邊 章 市

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町永井字粒乱田 69 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 3 月 22 日

(5) 設立目的

地域住民自らが互いに尊重し協力して、健康及び社会福祉の向上、安全で快適な生活環境の創出、文化、スポーツの振興並びに生涯学習の推進などについて話し合い行動することにより、明るく豊かな地域づくりを推進すると共に、行政も含めた多種多様な団体との協働による地域づくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域づくり計画の立案、策定及びその推進に関すること。

イ 地区の振興並びに発展に関すること。

ウ 保健・福祉の向上に関すること。

エ 生活環境の整備に関すること。

オ 防犯・防災・交通安全の推進に関すること。

カ 文化・芸術の振興と生涯学習の推進に関すること。

キ スポーツの振興に関すること。

ク 行政機関・各種上部団体との連絡調整に関すること。

ケ その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

4,053,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

696 世帯、10 行政区、16 団体

構成団体等

永井第1-1区 永井第1-2区 永井第2区 永井第3区 永井第4区 永井第5区 永井第6区 永井第7区 永井第8区 永井第9区、永井地区行政区長会、永井地区集落公民館長連絡会、永井小学校、永井地区福祉推進協議会、永井地区体育協会、永井地区防災自治会、一関地区交通安全協会永井分会、永井地区老人クラブ連合会、永井地区婦人会、永井地区民生児童委員協議会、消防団花泉第1分団、花泉町婦人消防協力隊第1分隊、永井地区郷土芸能伝承保存会、永井小学校PTA、花泉中学校永井地区PTA、永井市民センター事業運営委推進員

(9) 役員

会長1人、副会長2人、理事若干名、監事2人

(10) 団体の財務状況

令和元年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
補助金	3,545,344	一関市地域協働体活動費補助金
雑収入	43,582	ご祝儀、預金利息等
繰越金	305,389	
計	3,894,315	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	2,265,344	給与、社会保険料、健康診断受診料等
事務費	227,357	パソコンリース料、トナー代、郵券代等
旅費	57,646	車賃、費用弁償
会議費	15,862	会議時お茶代
事業費	834,780	市民センターまつり開催費、各部会事業費、協議会だより印刷代等
計	3,400,989	

収入支出差引額 493,326円

3 選定理由

一関市永井市民センター及び高倉コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、永井地域コミュニティ活性化協議会を選定した。

当該団体は、地域住民自らが互いに尊重し協力して、健康及び社会福祉の向上、安全で快適な生活環境の創出、文化、スポーツの振興並びに生涯学習の推進などについて話し合い行動することにより、明るく豊かな地域づくりを推進すると共に、行政も含めた多種多様な団体との協働による地域づくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的として設立された団体で、永井地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定し

た。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 27 年 8 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 28 年 8 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和 3 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

一関市永井市民センターの指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

高倉コミュニティセンターの指定期間については、当該施設が一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 105 号

高倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

高倉コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

一関市花泉町永井字粒乱田 69 番地 1

永井地域コミュニティ活性化協議会

会長 渡 邊 章 市

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 106 号

一関市興田市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市興田市民センター

大東開発センター

一関市興田市民センター天狗田体育館

一関市興田市民センター中川体育館

一関市興田市民センター京津畑体育館

一関市興田市民センター丑石体育館

大東バレーボール記念館

2 指定管理者となる団体

一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2

興田地区振興会

会長 佐 藤 幸 平

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市興田市民センター	一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2	敷地面積 5,735.11 m ²
大東開発センター		延べ面積 1,482.91 m ²
一関市興田市民センター天狗田体育館	一関市大東町沖田字峯岸 14 番地	敷地面積 1,291.86 m ² 延べ面積 684.00 m ²
一関市興田市民センター中川体育館	一関市大東町中川字中大畑 98 番地	敷地面積 1,662.05 m ² 延べ面積 650.00 m ²
一関市興田市民センター京津畑体育館	一関市大東町中川字上ノ山 59 番地 2	敷地面積 881.39 m ² 延べ面積 519.00 m ²
一関市興田市民センター丑石体育館	一関市大東町鳥海字上野 105 番地 3	敷地面積 917.35 m ² 延べ面積 670.00 m ²
大東バレーボール記念館	一関市大東町鳥海字細田 24 番地	敷地面積 6,230.81 m ² 延べ面積 1,521.49 m ²
一関市興田市民センター興田体育館	一関市大東町鳥海字川又 4 番地	敷地面積 659.65 m ² 延べ面積 534.00 m ²
伊勢館公園野球場	一関市大東町鳥海字清水 22 番地	敷地面積 10,900.00 m ²
伊勢館公園テニスコート	一関市大東町鳥海字細田 15 番地 1	敷地面積 2,000.00 m ²

備考 一関市興田市民センターと大東開発センターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市興田市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
大東開発センター	
一関市興田市民センター天狗田体育館	
一関市興田市民センター中川体育館	
一関市興田市民センター京津畑体育館	
一関市興田市民センター丑石体育館	
大東バレーボール記念館	市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。
一関市興田市民センター興田体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
伊勢館公園野球場	
伊勢館公園テニスコート	

2 指定管理候補者の概要

- (1) 団体名
興田地区振興会
- (2) 代表者名
会長 佐藤 幸平
- (3) 事務所の所在地
一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2
- (4) 設立年月日
平成 20 年 7 月 13 日
- (5) 設立目的
興田地区に住んでいる私たちが、地域の現状や課題を話し合い、協力して課題解決に取り組み、いきいきと安心して暮らせる住み良い地域社会を構築することを目的とする。
- (6) 事業概要
 - ア コミュニティに関すること。
 - イ 教育、子育て、文化に関すること。
 - ウ 健康、福祉に関すること。
 - エ 産業振興に関すること。
 - オ 安心、安全、環境に関すること。
 - カ その他本会の目的達成のために必要なこと。
- (7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）
4,877,786 円
- (8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 30 日現在）
1,186 世帯、36 団体
構成団体等
八日町町内会、前田野自治会、大住自治会、向山自治会、天狗田自治会、下沖田公民館、沖田自治会、小西自治会、鳥海自治会、小森自治会、前畑自治会、丑石自治会、市之通自治会、野田自治会、遅沢自治会、京津畑自治会、中川地域振興協議会、下中川自治会、興田地区行政区長会、交通安全協会興田分会、興田婦人会、興田地区食生活改善推進員協議会、興田体育協会、興田地区老人クラブ、興田小学校 P T A、興田中学校 P T A、興田保育園父母の会、興田スポーツ少年団育成会、いわて平泉農業協同組合女性部大東中央支部興田支部、興田農家組合、興田地区福祉活動推進協議会、興田地区民生児童委員協議会、大東地域消防団第二分団、興田防犯協会、興田芸術文化協会、興田史談会
- (9) 役員
会長 1 人、副会長 2 人、理事 36 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
補 助 金	3,891,194	一関市地域協働体活動費補助金
会 費	54,000	
事 業 収 入	363,118	土曜カフェ、新年交賀会、軽トラ市等
繰 越 金	380,089	
計	4,688,401	

【支出】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
ひとまち応援金事業費	594,985	各部会事業費
ひとまち応援金人件費	2,333,544	
ひとまち応援金団体運営費	714,888	需用費、役務費、会議費等
ひとまち応援金積立金	247,777	令和2年度ひとまち応援金事業費積立金
自己資金事業費	331,178	新年交賀会、補助金対象外経費等
計	4,222,372	

収入支出差引額 466,029 円

3 選定理由

一関市興田市民センター、大東開発センター、一関市興田市民センター天狗田体育館、一関市興田市民センター中川体育館、一関市興田市民センター京津畑体育館、一関市興田市民センター丑石体育館、大東バレーボール記念館、一関市興田市民センター興田体育館、伊勢館公園野球場及び伊勢館公園テニスコートの指定管理候補者として、次の理由により、興田地区振興会を選定した。

当該団体は、興田地区に住んでいる住民自らが、地域の現状や課題を話し合い、協力して課題解決に取り組み、いきいきと安心して暮らせる住み良い地域社会を構築することを目的として設立された団体で、興田地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者と選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成27年11月から1年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成28年11月からは事務局職員1人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和3年度からの指定管理移行後も1年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

一関市興田市民センター、大東開発センター、一関市興田市民センター天狗田体育館、一関市興田市民センター中川体育館、一関市興田市民センター京津畑体育館、一関市興田市民センター丑石体育館及び大東バレーボール記念館の指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働

を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

一関市興田市民センター興田体育館、伊勢館公園野球場及び伊勢館公園テニスコートの指定期間については、当該施設が一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 107 号

一関市興田市民センター興田体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市興田市民センター興田体育館

2 指定管理者となる団体

一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2

興田地区振興会

会長 佐 藤 幸 平

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 108 号

伊勢館公園野球場及び伊勢館公園テニスコートの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢館公園野球場

伊勢館公園テニスコート

2 指定管理者となる団体

一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2

興田地区振興会

会長 佐 藤 幸 平

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 109 号

一関市磐清水市民センター及び磐清水文化センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市磐清水市民センター
磐清水文化センター

2 指定管理者となる団体

一関市千厩町磐清水字蒲沢 75 番地 3
磐清水自治協議会
会長 渡 邊 薫

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等	
一関市磐清水市民センター	一関市千厩町磐清水字蒲沢 75 番地 3	敷地面積	5,761.80 m ²
磐清水文化センター		延べ面積	1,271.01 m ²

備考 一関市磐清水市民センターと磐清水文化センターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市磐清水市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
磐清水文化センター	市民の文化の向上と福祉の増進を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

磐清水自治協議会

(2) 代表者名

会長 渡 邊 薫

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町磐清水字蒲沢 75 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 62 年 7 月 8 日

(5) 設立目的

地区内自治会、団体、企業等の連絡調整を図り、地区民の親睦を深めると共に、地域協働の推進により、地域の実情に合った、明るく健康で豊かな住み良い地域づくりと、地域の振興発展に寄与する。

(6) 事業概要

- ア 自治会、団体、企業等の連絡協調に関すること。
- イ 住民福祉等地域全体で行う事業に関すること。
- ウ 生活の合理化、環境の整備・浄化に関すること。
- エ 教養・文化を高める事業に関すること。
- オ 地域づくり活動の推進に関すること。
- カ 地域を代表して、市行政との意見交換と地域課題解決の提案に関すること。
- キ その他、目的達成に必要な事項

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

4,092,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

318 世帯、16 団体、6 人

構成団体等

仏坂自治会、寺沢自治会、濁沼自治会、磐清水子ども会育成会、千厩小学校 P T A、千厩中学校 P T A、磐清水長生会協議会、磐清水体育協会、磐清水地区福祉活動推進協議会、千厩地域防犯協会磐清水支部、一関市消防団第 1 分団磐清水地区代表、東磐井地区交通安全協会磐清水分会、磐清

水生産森林組合、磐清水地区農家組合長協議会、梅の里村、J A女性部磐清水支部、第 22 区行政区長、第 23 区行政区長、第 24 区行政区長、一関市食生活改善推進員、一関市保健推進委員、民生委員・児童委員

(9) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 18 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況

令和元年度決算

【収入】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
会 費	146,000	歓送迎会会費、新年会会費
負 担 金	45,000	各自治会負担金、各自治会地区民祭負担金
補 助 金	800,000	一関市地域協働体活動費補助金
寄 付 金	189,000	地区民祭寄付金
繰 越 金	157,942	
繰 入 金	251,298	地域づくり基金
雑 収 入	101,004	ご祝儀、旧磐清水小景観保全作業謝礼、預金利息等
計	1,690,244	

【支出】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
会 議 費	6,529	総会、役員会、監査会お茶代
事 務 費	29,670	コピー用紙、郵券代等
事 業 費	934,332	歓送迎会、環境美化運動、地区民祭、新年会、学習活動等
備 品 費	192,060	パソコン、プリンター
負 担 金	3,000	千厩町まちづくり団体連合会会費
役 員 活 動 費	60,000	会長、副会長活動費
雑 費	25,000	
計	1,250,591	

収入支出差引額 439,653 円

3 選定理由

一関市磐清水市民センター及び磐清水文化センターの指定管理候補者として、次の理由により、磐清水自治協議会を選定した。

当該団体は、地区内自治会、団体、企業等の連絡協調を図り、地区民の親睦を深めると共に、地域協働の推進により、地域の実情に合った、明るく健康で豊かな住み良い地域づくりと、地域の振興発展に寄与することを目的として設立された団体で、磐清水地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成30年10月から1年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、令和2年5月からは事務局職員1人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和3年度からの指定管理移行後も1年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 110 号

一関市田河津市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市田河津市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市東山町田河津字石ノ森 16 番地 8
田河津振興会
会長 岩 渕 松 雄

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市田河津市民センター

イ 所在地

一関市東山町田河津字石ノ森 16 番地 8

ウ 施設規模等

敷地面積 18,956 m²

延べ面積 1,430 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

田河津振興会

(2) 代表者名

会長 岩 淵 松 雄

(3) 事務所の所在地

一関市東山町田河津字石ノ森 16 番地 8

(4) 設立年月日

平成 27 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史文化を踏まえた地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進すること。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりに関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安心・安全な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

カ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

3,670,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

380 世帯、8 自治会、10 団体

構成団体等

竹沢集落振興会、夏山自治会、横沢自治会、高金自治会、田河津第 5 区自治振興会、東稻自治会、丸木自治会、矢の森自治会、田河津地区教育振興運動実践協議会、田河津地区民生委員・児童委員、東磐井地区交通安全協会田河津分会、東山地域防犯協会田河津分会、田河津地区老人クラブ、田河津婦人会、東山消防団第 2 分団、東山小学校 P T A、東山中学校 P T A、東山町婦人消防協力隊

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 20 人以内、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

令和元年度決算

【収入】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
会 費	34,500	グラウンドゴルフ大会参加料
市 補 助 金	3,358,186	一関市地域協働体活動費補助金
雑 収 入	33,350	預金利子、ご祝儀等
繰 越 金	287,612	
計	3,713,648	

【支出】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
人 件 費	2,348,014	職員給与
会 議 費	39,884	会議茶代
事 務 費	371,403	パソコンリース代、郵券、事務用消耗品費等
事 業 費	693,744	防災マップ作製、地域を学ぶウォーキング等
計	3,453,045	

収入支出差引額 260,603 円

3 選定理由

一関市田河津市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、田河津振興会を選定した。当該団体は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史文化を踏まえた地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的として設立された団体で、田河津地区の地域協働体である。平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 27 年 4 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 28 年 4 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和 3 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 111 号

一関市川崎市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市川崎市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市川崎町薄衣字諏訪前 7 番地 1
川崎まちづくり協議会
議長 金 野 健 男

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市川崎市民センター

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字諏訪前 7 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 7,564 m²

延べ面積 2,748 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

川崎まちづくり協議会

(2) 代表者名

議長 金野 健 男

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字諏訪前 7 番地 1

(4) 設立年月日

平成 23 年 3 月 1 日

(5) 設立目的

住民自らが地域課題を考え行動することにより、地域の良さを次の世代に継承し、明るく、住みよい、豊かな川崎地域のまちづくりに取り組むこと。

(6) 事業概要

ア まちづくりビジョンの策定及び展開

イ まちづくりに関する事業の企画、実施

ウ まちづくりに関する広報啓発

エ その他、目的を達成するために必要な事業

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

5,045,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

1,286 世帯、14 団体

構成団体等

一関市川崎町自治会連絡協議会、一関市川崎町女性協議会、一関商工会議所川崎地域運営協議会、NPO 法人アートで明るく生きるかわさき、NPO 法人北上川サポート協会、川崎芸術文化協会、一関市社会福祉協議会川崎支部、川崎町認定農業者の会、かわさきファミリークリニック、農事組合法人門崎ファーム、川崎地域公衆衛生組合連合会、川崎体育協会、ドンと市かわさき協同組合、JAいわて平泉川崎営農経済センター

(9) 役員

議長 1 人、副議長 2 人、議員 7 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
会費	43,000	
補助金	4,202,697	一関市地域協働体活動費補助金、社会福祉協議会助成金
受託費	150,000	いちのせき元気な地域づくり事業実施分
繰越金	341,919	
繰入金	800,005	積立取崩分、積立金利息
雑収入	21,011	事業参加費、ご祝儀等
計	5,558,632	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
会議費	19,777	総会、議会開催費
事業費	2,711,549	ひと・まち応援事業等
消耗品費	49,619	用紙代等
交際費	13,000	議長交際費
旅費	12,950	旅費交通費
使用料・賃借料	400,429	コピー・パソコンリース料等
人件費	2,258,697	職員給与、健康保険料等
計	5,466,021	

収入支出差引額 92,611円

3 選定理由

一関市川崎市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、川崎まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、住民自ら地域課題を考え行動することにより、地域の良さを次の世代に継承し、明るく、住みよい、豊かな川崎地域のまちづくりに取り組むことを目的として設立された団体で、川崎地域の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者と選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成29年4月から1年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成30年4月からは事務局職員1人分の人件費を補助しているところである。さらには、令和3年度からの指定管理移行後も1年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 112 号

並木ヶ丘コミュニティグラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
並木ヶ丘コミュニティグラウンド

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町新沼字西風 40 番地
藤沢町モータースポーツ協会
会長 近 江 育 夫

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

並木ヶ丘コミュニティグラウンド

イ 所在地

一関市藤沢町新沼字西風 46 番地 10

ウ 施設規模等

敷地面積 30,904.00 m²

延べ面積 15.62 m² (トイレ)

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町モータースポーツ協会

(2) 代表者名

会長 近 江 育 夫

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町新沼字西風 40 番地

(4) 設立年月日

平成 3 年 2 月 27 日

(5) 設立目的

モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア モータースポーツの普及

イ 各種モータースポーツ大会の支援

ウ 施設などの管理受託

エ その他協会の目的達成に必要な事項

(7) 団体の会計予算 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

8,630,000 円

(8) 会員数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

27 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 6 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
指定管理料	1,187,000	藤沢スポーツランド
利用料	5,803,079	藤沢スポーツランド施設利用料
使用料	430,000	広告看板使用料
会費	375,000	会員会費
繰越金	16,489	
その他収入	360,275	事務手数料、自販機手数料等
計	8,171,843	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	1,977,000	職員賃金
需用費	1,330,091	消耗品費、光熱水費等
役務費	1,292,691	損害保険料、通信運搬費
賃借料	253,269	コピー機リース料等
施設維持管理費	1,547,172	施設修繕費
一般管理費	355,960	旅費、食糧費等
負担金	2,325,000	大会負担金
予備費	40,090	
計	9,121,273	

収入支出差引額 △949,430円

3 選定理由

並木ヶ丘コミュニティグラウンドの指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町モータースポーツ協会を選定した。

当該団体は、モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的に設立された団体である。令和元年度決算は、台風19号の影響により東北モトクロス選手権大会が中止になったこと等により収支がマイナスとなっているが、平成18年度から藤沢スポーツランドの指定管理者として、概ね良好な管理運営が行われている。

当該施設は、地域住民の生涯学習や健康増進のために利用されているほか、隣接する藤沢スポーツランドのモトクロス競技者等にも利用されており、藤沢スポーツランドと一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設が一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 113 号

一関文化センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関文化センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市大手町 2 番 16 号
特定非営利活動法人一関文化会議所
理事長 内 田 正 好
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関文化センター	一関市大手町 2 番 16 号	敷地面積 7,642.24 m ² 、延べ面積 8,991.90 m ² 大ホール、中ホール、小ホール、展示室他
一関勤労青少年ホーム	一関市田村町 3 番 20 号	敷地面積 1,438.54 m ² 、延べ面積 941.04 m ² 集会室、和室、音楽室、軽運動場、談話室他
一関市女性センター	一関市城内 4 番 22 号	敷地面積 795.08 m ² 、延べ面積 662.50 m ² 講習室、和室、料理講習室、談話展示室他

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関文化センター	芸術、文化の振興を図るとともに、必要な情報を提供し、もって市民福祉の増進に資するため。
一関勤労青少年ホーム	勤労青少年の保護及び福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上に資するため。
一関市女性センター	勤労女性の福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

特定非営利活動法人一関文化会議所

(2) 代表者名

理事長 内 田 正 好

(3) 事務所の所在地

一関市大手町 2 番 16 号

(4) 設立年月日

平成 13 年 2 月 23 日（特定非営利活動法人認証年月日）

(5) 設立目的

地域の特色ある文化を育み、潤いと安らぎのある郷土を創るため、一関市民が行う文化活動の推進及び支援に関する事業を行い、もって市民の生活文化の向上に寄与する。

(6) 事業概要

- ア 地域芸術文化の推進に関する事業
- イ 地域文化活動に対する奨励事業
- ウ 文化的な魅力あるまちづくりに関する提言事業
- エ 文化及び教育に関する事業
- オ 公共施設の管理運営受託事業

(7) 正味財産（令和 2 年 3 月 31 日現在）

9,618,939 円

(8) 職員数（令和 2 年 3 月 31 日現在）

17 人

(9) 役員

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 17 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（令和 2 年 3 月 31 日現在）

ア 一般会計

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,979,339	流動負債	360,400
		負債合計	360,400
		正 味 財 産 の 部	
		正味財産	9,618,939
財産合計	9,618,939		
資産合計	9,979,339	負債及び正味財産合計	9,979,339

イ 特別会計

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	95,904,893	流動負債	14,596,948
固定資産	11,344,955	負債合計	14,596,948
		正 味 財 産 の 部	
		正味財産	92,652,900
		財産合計	92,652,900
資産合計	107,249,848	負債及び正味財産合計	107,249,848

3 選定理由

一関文化センター、一関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターの指定管理候補者として、次の理由により、特定非営利活動法人一関文化会議所を選定した。

当該団体は、市民の文化活動の推進及び支援に関する事業を行い、市民の生活文化の向上に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。指定管理者制度を導入した平成 20 年度から一関文化センター、一関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターの管理を行っているが、市民のニーズを把握しながら事業の企画運営、各種講座の開催及び各種事業における施設の相互利用などが実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

一関文化センターは、芸術、文化の振興を図るとともに必要な情報を提供し、市民福祉の増進を図ることを目的として設置した施設であり、また、一関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターは、勤労青少年及び勤労女性の福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上を目的とした施設である。公共的役割を担っている当該団体が管理運営することにより、施設の効果的・効率的な管理運営が図られると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

一関文化センターの指定期間については、長期の指定期間を選定することにより指定管理者の安定的な管理が期待できること、当該施設の管理運営について十分な経験を有していることから、一関市

指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

一 関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターの指定期間については、公共施設等総合管理計画第1期中期計画の先導的な取組対象施設となっていることから、3年とする。

議案第 114 号

一関勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関勤労青少年ホーム

- 2 指定管理者となる団体
一関市大手町 2 番 16 号
特定非営利活動法人一関文化会議所
理事長 内 田 正 好

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 115 号

一関市女性センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市女性センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市大手町 2 番 16 号
特定非営利活動法人一関文化会議所
理事長 内 田 正 好

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 116 号

千厩こがね館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩こがね館

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町小梨字落合 244 番地 1
南小梨自治会
会長 三 浦 邦 弘

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩こがね館

イ 所在地

一関市千厩町小梨字新地 2 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 1,043.74 m²

延べ面積 102.07 m²

(2) 設置目的

農村地域の自治組織等の活動を活性化し、地域住民の学習、交流及びレクリエーション活動を通じて、地域の連帯と融和を図り、安全で豊かな地域づくりに寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

南小梨自治会

(2) 代表者名

会長 三 浦 邦 弘

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町小梨字落合 244 番地 1

(4) 設立年月日

昭和 61 年 6 月 1 日

(5) 設立目的

住民自治の確立を図るため。

(6) 事業概要

ア 住民同士の親睦行事の開催

イ 地域にあった農業の応援活動

ウ 黄金山、千厩こがね館、千厩みなみ交流センターを中心とした交流事業の実施

エ スポーツ、レクリエーション活動の応援

オ 子ども会活動、女性活動、福祉活動、芸術文化活動の応援

カ 生活基盤整備事業の実施

キ 自主防災活動の実施（防災訓練等）

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 1 月 1 日現在）

ア 一般会計 1,000,000 円

イ 特別会計 729,049 円（南小梨地域づくり基金）

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 1 月 1 日現在）

136 世帯

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、部長 6 人、副部長 6 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科 目	決算額	備 考
会 費	396,000	
補 助 金	292,000	自治会等活動費総合補助金
事 業 負 担 金	201,000	新年会会費、総会負担金
繰 越 金	146,625	
雑 収 入	2	貯金利息等
計	1,035,627	

【支出】 (単位：円)

科 目	決算額	備 考
会 議 費	83,276	総会、役員会等
事 務 費	10,584	郵券代、紙代等
事 業 費	492,354	各部会活動費等
交 際 費	50,000	会長交際費
諸 支 出 金	90,840	自治会保険加入、班長手当等
こがね館管理運営費	180,000	
計	907,054	

収入支出差引額 128,573 円

3 選定理由

千厩こがね館の指定管理候補者として、次の理由により、南小梨自治会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、利用者が地域内の団体、住民にほぼ限定されており、地域団体が管理することで、地域活動を活性化し、地域住民の学習、交流及びレクリエーション活動を通じて、地域の連帯と融和を図り、安全で豊かな地域づくりに寄与すると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 117 号

室根第 4 区集落センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根第 4 区集落センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字樋口 36 番地
浜横沢地区自治会振興会
会長 加 藤 美津男

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根第 4 区集落センター

イ 所在地

一関市室根町折壁字中谷地 135 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 3,000.11 m²

延べ面積 236.00 m²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

浜横沢地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 加 藤 美津男

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字樋口 36 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関すること。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関すること。

ウ 地域づくり活動に関すること。

エ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

98,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

272 世帯、4 自治会

構成団体等

第 1 区自治会、第 2 区自治会、第 3 区自治会、第 4 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
施設利用料	45,600	
指定管理料	91,842	
繰越金	49,184	
計	186,626	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	10,000	鍵管理謝礼
施設管理費	171,713	光熱水費、消耗品、修繕料、役務費
計	181,713	

収入支出差引額 4,913 円

3 選定理由

室根第4区集落センターの指定管理候補者として、次の理由により、浜横沢地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、浜横沢地区の4自治会から構成される団体であり、平成28年度から管理運営を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、浜横沢地区の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 118 号

室根田茂木地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根田茂木地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字田茂木 56 番地
田茂木自治会
会長 熊 谷 福 男
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根田茂木地区コミュニティセンター

イ 所在地

一関市室根町折壁字田茂木 56 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 2,893.41 m²

延べ面積 267.46 m²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

田茂木自治会

(2) 代表者名

会長 熊谷 福男

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字田茂木 56 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 3 月 22 日

(5) 設立目的

地域の人々が助け合って、健康で豊かな生活を築き、地域の発展を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 暮らしを守る住民自治

公害、水害、消防、交通安全、ごみ処理、健康、消費、生産や生活上の共同、環境衛生、上下水道、自然保護に関すること。

イ 暮らしを豊かにする住民自治

生涯学習、文化の創造と伝承、体育スポーツ、団体活動、奉仕活動、祭り、豊かな環境づくり、レクリエーションに関すること。

ウ 住民総参加の村づくりのための住民自治

行政の効果的な受け入れに関すること及び村づくりに参画することに関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

1,473,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 3 月 31 日現在）

62 世帯

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、事務局長 1 人、部長 5 人、副部長 5 人、幹事 5 人、監事 2 人、班長 10 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
施設利用料	8,800	
繰越金	505,168	
会費	165,000	
補助金	401,368	自治会等活動費補助金等
委託料	526,200	県道草刈作業委託料等
雑収入	228,877	分収林組合清算金等
計	1,835,413	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	15,000	鍵管理謝礼
施設管理費	291,053	光熱水費、消耗品、修繕料
事業費	1,180,874	
計	1,486,927	

収入支出差引額 348,486 円

3 選定理由

室根田茂木地区コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、田茂木自治会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、施設の利用者が地域住民に限定されており、地域団体が管理することで、地域活動を活性化し、地域住民の学習、交流及びレクリエーション活動を通じて、地域の連帯と融和を図り、安全で豊かな地域づくりに寄与すると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、単一の行政区民のみが自治集会所として使用している公の施設については、他地域との負担の公平性から管理主体の適正化を図ることとしており、補助金適正化法による財産処分制限期間の経過後は地元自治会への譲渡を促進する方針により、指定期間は令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 119 号

室根ひこばえの森交流センター及び室根第 15 地区会館の指定管理者の指定
について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根ひこばえの森交流センター
室根第 15 地区会館
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町矢越字歌戸 30 番地
矢越地区自治会振興会
会長 三 浦 有 一
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模	
室根ひこばえの森交流センター	一関市室根町矢越字山古沢 94 番地 7	敷地面積	2,311.23 m ²
		延べ面積	255.00 m ²
室根第 15 地区会館	一関市室根町矢越字朴 12 番地 3	敷地面積	909.28 m ²
		延べ面積	251.74 m ²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

矢越地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 三 浦 有 一

(3) 事務所の所在地

一関市室根町矢越字歌戸 30 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関する事。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関する事。

ウ 地域づくり活動に関する事。

エ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

563,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

497 世帯、5 自治会

構成団体等

第 11 区自治会、第 12 区自治会、第 13 区自治会、第 14 区自治会、第 15 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
施設利用料	60,800	
指定管理料	509,674	
繰越金	310,457	
諸収入	4	預金利子
計	880,935	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	10,000	鍵管理謝礼
施設管理費	465,592	
計	475,592	

収入支出差引額 405,343 円

3 選定理由

室根ひこばえの森交流センター及び室根第15地区会館の指定管理候補者として、次の理由により、矢越地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、矢越地区の5自治会から構成される団体であり、平成28年度から管理運営を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、室根ひこばえの森交流センターは上折壁地区、室根第15地区会館は釘子地区の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者を選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 120 号

室根交流促進センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根交流促進センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町津谷川字平原 30 番地
津谷川地区自治会振興会
会長 芳 賀 藤 雄

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根交流促進センター

イ 所在地

一関市室根町津谷川字中磯 193 番地 12

ウ 施設規模等

敷地面積 6,855.84 m²

延べ面積 750.25 m²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

津谷川地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 芳 賀 藤 雄

(3) 事務所の所在地

一関市室根町津谷川字平原 30 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関すること。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関すること。

ウ 地域づくり活動に関すること。

エ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

954,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

263 世帯、5 自治会

構成団体等

上津谷川自治会、竹野下自治会、中津谷川自治会、第 19 区自治会、第 20 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
施設利用料	97,600	
指定管理料	868,000	
繰越金	96,436	
諸収入	4	預金利子
計	1,062,040	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	35,550	管理人謝金
施設管理費	798,694	光熱水費、消耗品、修繕料、役務費
計	834,244	

収入支出差引額 227,796 円

3 選定理由

室根交流促進センターの指定管理候補者として、次の理由により、津谷川地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、津谷川地区の5自治会から構成される団体であり、平成28年度から管理運営を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、津谷川地区の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 121 号

西口コミュニティセンター及び西口地区体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

西口コミュニティセンター
西口地区体育館

2 指定管理者となる団体

一関市藤沢町西口字切付 178 番地 2
西口自治会協議会
会長 小野寺 義 喜

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
西口コミュニティセンター	一関市藤沢町西口字十文字 119 番地 2	敷地面積 3,237.20 m ² 延べ面積 327.51 m ²
西口地区体育館	一関市藤沢町西口字十文字 119 番地 10	敷地面積 1,613.58 m ² 延べ面積 578.00 m ²

(2) 設置目的

地域住民の交流促進と福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

西口自治会協議会

(2) 代表者名

会長 小野寺 義 喜

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町西口字切付 178 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 51 年 5 月 1 日

(5) 設立目的

西口地区の自治会が、協調して自治組織推進と地域の振興、福祉の増進に寄与するとともに、地域住民自治の確立を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 西口地区地域づくり活動事業の取り組みに関すること。

イ 藤沢野焼祭への参加に関すること。

ウ 西口地区敬老会の開催に関すること。

エ コミュニティ花壇への取り組みに関すること。

オ 西口地区環境保全活動の支援に関すること。

カ 各種スポーツ行事等への参加に関すること。

キ その他必要と認める事業に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

624,121 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

162 世帯、3 自治会

構成団体等

第 6 区自治会、第 7 区自治会、第 8 自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 34 人、監事 3 人、書記会計 4 人、顧問 3 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
負担金	81,000	
補助金	162,234	
指定管理料	246,000	
施設使用料	25,400	コミュニティセンター、体育館
雑収入	14,001	敬老会お祝い、利息
繰越金	98,522	
計	627,157	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
事業費	157,434	敬老会
光熱水費	327,929	電気料、水道料、ガス代、灯油代
衛生費	9,288	草刈、コミュニティセンター清掃
会議費	14,745	総会、役員会
雑費	4,800	花壇審査
予備費	1,840	白沢神社玉串料
計	516,036	

収入支出差引額 111,121円

3 選定理由

西口コミュニティセンター及び西口地区体育館の指定管理候補者として、次の理由により、西口自治会協議会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、西口コミュニティセンター及び西口地区体育館は、主に当該団体の構成員である地域住民が、地域づくり活動の拠点として利用し、地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 122 号

本郷白藤交流館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
本郷白藤交流館

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町藤沢字黒木 9 番地
本郷地区自治会協議会
会長 千 葉 民 雄

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

本郷白藤交流館

イ 所在地

一関市藤沢町藤沢字八沢 132 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 2,861.12 m²

延べ面積 344.52 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

本郷地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 千葉民雄

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町藤沢字黒木 9 番地

(4) 設立年月日

昭和 55 年 9 月 5 日

(5) 設立目的

住民自治の確立、住みよい地域づくり、健康で明るい生活の実現に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 行政機関、各種団体との連絡調整等に関すること。

ウ 生涯スポーツの推進に係る地区事業の促進に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

909,725 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

237 世帯、3 自治会

構成団体等

第 9 区自治会、第 10 区自治会、第 11 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 6 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
指定管理料	26,000	
使用料	3,300	
雑収入	159,560	売電収入、預金利息
繰越金	849,725	
計	1,038,585	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
光熱水費	130,468	
消耗品費	46,949	施設管理消耗品、事務用品等
謝礼	10,000	管理人への謝礼
計	187,417	

収入支出差引額 851,168円

3 選定理由

本郷白藤交流館の指定管理候補者として、次の理由により、本郷地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 123 号

曲田地区ふれあいセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
曲田地区ふれあいセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字上曲田 251 番地
曲田地域自治会協議会
会長 及 川 勇 悦

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

曲田地区ふれあいセンター

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字下曲田 417 番地 18

ウ 施設規模等

敷地面積 1,891.80 m²

延べ面積 251.74 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

曲田地域自治会協議会

(2) 代表者名

会長 及川 勇悦

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字上曲田 251 番地

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

会員の相互の理解と協調を図り、協働の福祉の増進と地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 行政機関、各種団体との連絡調整等に関すること。

ウ 生涯スポーツの推進に係る地区事業の促進に関すること。

エ 地域住民の保健・福祉・医療の推進に関すること。

オ 女性組織活動に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

352,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

88 世帯、3 自治会

構成団体等

小日形自治会、曲田自治会、中山自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
指定管理料	158,000	
負担金	30,000	自治会
繰越金	114,612	
計	302,612	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
光熱水費	159,455	電気代、水道代、ガス代
計	159,455	

収入支出差引額 143,157 円

3 選定理由

曲田地区ふれあいセンターの指定管理候補者として、次の理由により、曲田地域自治会協議会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用され、地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 124 号

陶芸センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
陶芸センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字東深萱 34 番地 4
深萱自治会
会長 阿 部 圭 二
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

陶芸センター

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字東深萱 192 番地 6

ウ 施設規模等

敷地面積 27,184.00 m²

延べ面積 309.35 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

深萱自治会

(2) 代表者名

会長 阿部圭二

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字東深萱 34 番地 4

(4) 設立年月日

平成 6 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

会員の持つ伝統的、文化的、かつ豊かな創造性で、地域及び会員の平和と幸せを押し進めることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 社会整備に関すること。

ウ 伝統行事の継承に関すること。

エ 地域住民の保健・福祉・医療の推進に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

415,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

46 世帯

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、部長 5 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科 目	決算額	備 考
会 費	270,000	自治会費、堂良幹祭礼
補 助 金	268,498	市補助金等
雑 収 入	103,857	
深 萱 京 ノ 沢 管 理 委 員 会	3,000	
繰 越 金	30,440	
計	675,795	

【支出】 (単位：円)

科 目	決算額	備 考
事 業 費	234,035	
会 議 費	53,724	
役 員 等 手 当	113,000	
事 務 費	8,284	
維 持 管 理 費	79,199	光熱水費、汲取り、ケーブルテレビ、建物共済
交 際 費	6,000	
負 担 金	50,000	自治会協議会、野焼祭等
保 健 費	15,980	
予 備 費	38,276	
計	598,498	

収入支出差引額 77,297 円

3 選定理由

陶芸センターの指定管理候補者として、次の理由により、深萱自治会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、作陶を通じた地域内外との交流及び地域住民の活動拠点として利用されており、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 125 号

新沼コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
新沼コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町砂子田字境田 54 番地
新沼地区自治会協議会
会長 玉 澤 肇

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

新沼コミュニティセンター

イ 所在地

一関市藤沢町新沼字関田 45 番地 10

ウ 施設規模等

敷地面積 5,501.00 m²

延べ面積 390.86 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

新沼地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 玉 澤 肇

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町砂子田字境田 54 番地

(4) 設立年月日

平成 6 年 8 月 27 日

(5) 設立目的

砂子田、増沢、新沼地区内自治会相互の連携を図り、地域福祉の推進と生活環境の保持を目指し地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 藤沢野焼祭への参加に関する事。

イ 砂子田、増沢、新沼地区敬老会の開催に関する事。

ウ コミュニティ花壇への取り組みに関する事。

エ 各種スポーツ行事等への参加に関する事。

オ 地域づくり活動事業の取り組みに関する事。

カ その他必要と認める事業に関する事。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

1,479,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

340 世帯、7 自治会

構成団体等

第 29 区自治会、第 30 区自治会、第 31 区自治会、第 32 区自治会、第 33 区自治会、第 34 区自治会、第 35 区自治会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、幹事 4 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
会費	105,000	野焼テント村運営負担金
委託料	548,631	新沼コミュニティセンター管理料、新沼地区敬老会
補助金	111,200	住民自治協議会、市
繰越金	1,004,745	
雑収入	40,274	利息、ご祝儀等
計	1,809,850	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
委託費	338,000	
会議費	5,991	総会、役員会
事務費	8,754	切手代、プリンタインク等
事業費	643,354	野焼祭、敬老会、花壇審査、コピートナー、コピー用紙、音響設備
計	996,099	

収入支出差引額 813,751 円

3 選定理由

新沼コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、新沼地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 126 号

郷土文化保存伝習館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
郷土文化保存伝習館

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7
藤沢町文化振興協会
会長 星 幸 一

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

郷土文化保存伝習館

イ 所在地

一関市藤沢町大籠字右名沢 27 番地 6

ウ 施設規模等

敷地面積 5,057.00 m²

延べ面積 250.24 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町文化振興協会

(2) 代表者名

会長 星 幸 一

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7

(4) 設立年月日

平成 7 年 6 月 1 日

(5) 設立目的

文化財の保護、保存及び活用等を図るとともに岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進を図り、もって市民の教育及び文化振興に寄与する。

(6) 事業概要

ア 藤沢地域の歴史に関する資料の収集、保管、展示等の事業

イ 岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進に関すること。

ウ 公の施設の管理運営

エ 歴史や文化に係わる書籍等の刊行及び販売

オ その他この会の目的を達成するために必要な事業

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

ア 事業会計 6,629,000 円

イ 出版物会計 721,000 円

(8) 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

3 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 5 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
指定管理料	5,176,000	
入館料	318,920	大籠キリシタン資料館入館料
使用料	16,300	郷土文化保存伝習館使用料
販売手数料	2,150	絵葉書販売手数料
雑収入	13,452	貯金利子、使用電気料相当額
繰越金	70,677	前年度繰越金
計	5,597,499	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
職員給与	2,093,453	館長報酬、職員賃金、福利厚生費
総務事務費	153,410	事務用消耗品、通信費、印刷費等
施設維持管理費	1,887,659	委託料、光熱水費、汲取料等
広告宣伝費	3,758	広報用パンフレット等
施設整備改修費	470,391	外構環境保全費、庭園保守整備費、建物保守整備費
計	4,608,671	

収入支出差引額 988,828 円

3 選定理由

郷土文化保存伝習館の指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町文化振興協会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、郷土文化の保存・伝承と地域住民の交流促進を図る上で、地域の文化を熟知している当該団体による管理運営が最も適していると考えられること、また、隣接する大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館、大籠殉教記念クルス館と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」及び「エ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 127 号

藤沢スポーツランドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢スポーツランド

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町新沼字西風 40 番地
藤沢町モータースポーツ協会
会長 近 江 育 夫

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢スポーツランド

イ 所在地

一関市藤沢町新沼字西風 40 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 162,605 m²

延べ面積 141 m² (管理棟、屋外トイレ)

(2) 設置目的

地域の振興と市民の健康の増進に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町モータースポーツ協会

(2) 代表者名

会長 近 江 育 夫

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町新沼字西風 40 番地

(4) 設立年月日

平成 3 年 2 月 27 日

(5) 設立目的

モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア モータースポーツの普及

イ 各種モータースポーツ大会の支援

ウ 施設などの管理受託

エ その他協会の目的達成に必要な事項

(7) 団体の会計予算 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

8,630,000 円

(8) 会員数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

27 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 6 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
指定管理料	1,187,000	
利用料	5,703,079	藤沢スポーツランド施設利用料
使用料	430,000	広告看板使用料
会費	375,000	会員会費
繰越金	16,489	
その他収入	460,275	事務手数料、自販機手数料等
計	8,171,843	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	1,977,000	職員賃金
需用費	1,330,091	消耗品費、光熱水費等
役務費	1,292,691	損害保険料、通信運搬費
賃借料	253,269	コピー機リース料等
施設維持管理費	1,547,172	施設修繕費
一般管理費	355,960	旅費、食糧費等
負担金	2,325,000	大会負担金
予備費	40,090	
計	9,121,273	

収入支出差引額 △949,430円

3 選定理由

藤沢スポーツランドの指定管理候補者として、次の理由により藤沢町モータースポーツ協会を選定した。

当該団体は、モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的に設立された団体である。令和元年度決算は、台風19号の影響により東北モトクロス選手権大会が中止になったこと等により収支がマイナスとなっているが、平成18年度から当該施設の指定管理者として、概ね良好な管理運営が行われている。

当該施設は、全国規模の大会等が開催されるモトクロスコースとして競技者等に利用されており、施設内の特殊性を熟知している当該団体が管理することにより、利用者のニーズを反映した対応が図られるとともに、モータースポーツの普及発展と地域振興にも寄与すると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 128 号

一関市藤沢市民センター及び一関市藤沢市民センター黄海分館の指定管理者の
指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市藤沢市民センター

一関市藤沢市民センター黄海分館

2 指定管理者となる団体

一関市藤沢町藤沢字仁郷 12 番地 5

藤沢町住民自治協議会

会長 千 田 博

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市藤沢市民センター	一関市藤沢町藤沢字仁郷 12 番地 5	延べ面積 1,763.36 m ²
一関市藤沢市民センター黄海分館	一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1	敷地面積 5,582.02 m ² 延べ面積 1,458.53 m ²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町住民自治協議会

(2) 代表者名

会長 千 田 博

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町藤沢字仁郷 12 番地 5

(4) 設立年月日

昭和 50 年 3 月 20 日

(5) 設立目的

住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住みよい地域づくりに寄与するとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「人と人とが結び合い、絆あふれる藤沢」の実現を目的とする。

(6) 事業概要

- ア 藤沢地域づくり計画の推進と連携、評価を行うこと。
- イ まちづくりに関する行政への意見・提言を行うこと。
- ウ 市民センターの指定管理への対応を行うこと。
- エ 地域づくりを推進するための人づくり、組織づくり、環境づくりを行うこと。
- オ その他、目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(7) 正味財産（令和 2 年 3 月 31 日現在）

3,357,436 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

2,819 世帯、43 自治会及び 18 団体

構成団体等

第 1 区自治会、第 2 区自治会、第 3 区自治会、第 4 区自治会、第 5 区自治会、第 6 区自治会、第 7 区自治会、第 8 区自治会、第 9 区自治会、第 10 区自治会、第 11 区自治会、第 12 区自治会、第 13 区自治会、第 14 区自治会、七日町自治会、二日町自治会、第 17 区自治会、第 18 区自治会、第 19 区自治会、小日形自治会、曲田自治会、中山自治会、深萱自治会、第 24 区自治会、第 25 区自治会、第 26 区自治会、第 27 区自治会、第 28 区自治会、第 29 区自治会、第 30 区自治会、第 31 区自

治会、第 32 区自治会、第 33 区自治会、藤沢町第 34 区自治会、第 35 区自治会、第 36 区自治会、第 37 区自治会、第 38 区自治会、第 39 区自治会、千松自治会、第 41 区自治会、第 42 区自治会、第 43 区自治会、藤沢町女性組織連絡会議、藤沢地域防犯協会、藤沢地域交通安全対策協議会、藤沢地域公衆衛生組合連合会、藤沢地域保健推進委員協議会、一関市食生活改善推進委員協議会藤沢支部、藤沢町民生児童委員協議会、一関市身体障害者福祉協議会藤沢支部、一関市老人クラブ連合会藤沢支部、一関市観光協会藤沢支部、藤沢町体育協会、藤沢町芸術文化協会、藤沢町 P T A 連合会、藤沢町婦人消防協力隊、病院を支える会、社会福祉法人ふじの実会、藤沢地域行政区長協議会、藤沢町認定農業者の会

(9) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 15 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（令和 2 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金・預金	3,982,478	未払金	619,618
未収金	195,706	預り金	201,130
		負債合計	820,748
		正 味 財 産 の 部	
		基金	1,585,915
		一般正味財産	1,771,521
		財産合計	3,357,436
資産合計	4,178,184	負債及び正味財産合計	4,178,184

3 選定理由

一関市藤沢市民センター及び一関市藤沢市民センター黄海分館の指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町住民自治協議会を選定した。

当該団体は、住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住みよい地域づくりに寄与するとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「人と人とが結び合い、絆あふれる藤沢」の実現を目的として設立された団体で、藤沢地域の地域協働体である。指定管理者制度を導入した平成 28 年度から一関市藤沢市民センター及び一関市藤沢市民センター黄海分館の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的で望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 129 号

大東児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大東児童クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町摺沢字上塚ノ沢 21 番地 1
大東児童クラブ運営委員会
運営委員長 見 目 和 夫

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

大東児童クラブ

イ 所在地

一関市大東町摺沢字上塚ノ沢 21 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 463.24 m²

延べ面積 89.25 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

大東児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 見 目 和 夫

(3) 事務所の所在地

一関市大東町摺沢字上塚ノ沢 21 番地 1

(4) 設立年月日

平成 24 年 11 月 5 日

(5) 設立目的

大東地域内の小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に放課後児童クラブを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(6) 事業概要

ア 大東児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

14,651,830 円

(8) 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

11 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、運営委員 7 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利用料	4,623,600	
指定管理料	8,520,975	
雑収入	30	預金利子
その他収入	724,800	特別開所委託料
計	13,869,405	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	11,779,065	給料、社会保険料等
施設管理費	405,495	光熱水費、通信運搬費
事業費	321,006	講師謝礼、活動教材費、各月行事開催費
一般管理費	639,039	旅費、医薬材料費等
計	13,144,605	

収入支出差引額 724,800円

3 選定理由

大東児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、大東児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を目的に設立された団体で、当該施設の設置当初の平成 25 年度から当該施設の管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として季節に応じた様々な行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、経費節減に努め、管理に係る収支も健全であり評価できる。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が運営管理を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」及び「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有見直しの対象施設であることから、令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 130 号

川崎児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川崎児童クラブ

2 指定管理者となる団体

一関市川崎町薄衣字泉台 50 番地

川崎児童クラブ運営委員会

運営委員長 菊 地 七 郎

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

川崎児童クラブ

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字泉台 50 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 200 m²

延べ面積 112 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

川崎児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 菊 地 七 郎

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字泉台 50 番地

(4) 設立年月日

平成 24 年 10 月 30 日

(5) 設立目的

川崎小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため、下校後家庭に保護者が不在となる児童あるいは、これに準ずる児童の保護と、健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 川崎児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

14,645,000 円

(8) 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

6 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、会計監事 2 人、運営委員 4 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利用料	3,439,400	
指定管理料	8,363,000	
特別開所委託料	362,400	
その他の収入	59,676	
計	12,224,476	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	10,088,102	報酬、給与、賃金等
事業費	757,645	クラブ行事費、教材費等
管理費	1,378,729	消耗品費、光熱水費等
計	12,224,476	

収入支出差引額 0円

3 選定理由

川崎児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、川崎児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を目的に設立された団体で、当該施設の設置当初の平成 25 年度から当該施設の管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として季節に応じた様々な行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、経費節減に努め、管理に係る収支も健全であり評価できる。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が運営管理を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」及び「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有見直しの対象施設であることから、令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 131 号

一関市真湯温泉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市真湯温泉センター

- 2 指定管理者となる団体
盛岡市南大通二丁目 8 番 1 号
株式会社寿広
代表取締役 太 野 真 一

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市真湯温泉センター

イ 所在地

一関市巖美町字真湯 1 番地地先

ウ 施設規模等

- ・ 敷地面積 66,466.00 m²
- ・ 主な施設

名称	規模等
温泉交流館	延べ面積 1,293.31 m ²
コテージ	延べ面積 580.00 m ² (10 棟合計)
ジャブジャブ広場	池、緑地等面積 12,175.00 m ²
テニスコート	4 面
ゲートボール場	4 面

(2) 設置目的

市民の保養及び健康の保持、増進を図るとともに、観光振興に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

株式会社寿広

(2) 代表者名

代表取締役 太 野 真 一

(3) 事務所の所在地

本社 盛岡市南大通二丁目 8 番 1 号

(県南支店一関営業所：一関市山目字十二神 29 番地 10 昭和 57 年 11 月開設)

(4) 設立年月日

昭和 49 年 3 月 8 日

(5) 事業概要

ア ビルメンテナンス事業

イ ダストコントロール事業 (衛生・清掃用品販売、レンタル)

ウ 不動産事業

エ 建設工事事業

オ 警備事業

カ 衛生管理事業

キ 宿泊施設運営事業

ク 指定管理者運営事業

ケ 前各号の他定款に記載の事業に附帯又は関連する一切の業務

(6) 純資産 (令和 2 年 2 月 29 日現在)

634,972,991 円

- (7) 従業員数（令和2年4月1日現在）
1,200人（県南支店一関営業所135人）
- (8) 役員
代表取締役3人、取締役8人、監査役2人

(9) 団体の財務状況

貸借対照表（令和2年2月29日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,473,504,333	流動負債	450,593,016
固定資産	2,604,894,534	固定負債	3,001,880,067
繰延資産	9,047,207	負債合計	3,452,473,083
		純 資 産 の 部	
		株主資本	589,300,991
		評価・換算差額等	45,672,000
		純資産合計	634,972,991
資産合計	4,087,446,074	負債及び純資産合計	4,087,446,074

3 選定理由

一関市真湯温泉センターの指定管理候補者の選定については、募集要項を定め、公募を行った。

一関市指定管理者選定委員会において、応募のあった1団体について、評点方式による審査を行い、その結果を基に、株式会社寿広を指定管理候補者に選定した。

同委員会での審査は、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書等の書類及びプレゼンテーションの内容を基に、管理運営業務に関する基本的事項の評価項目である団体の規模や能力、基本的な考え方、効率的かつ効果的な管理運営、地域貢献及び収支に関する事項について、選定委員会委員が採点し、各評価項目において、指定管理候補者とする基準点（配点の6割）を上回ったことから、当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 132 号

千厩新町にぎわい交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩新町にぎわい交流施設

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13
協同組合千厩新町振興会
理事長 金 野 茂 人

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩新町にぎわい交流施設

イ 所在地

一関市千厩町千厩字町 210 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 1,037.82 m²

延べ面積 193.77 m²

(2) 設置目的

地域情報の発信、地場産品の普及及び人々の交流を促進し、地域の活性化に資する。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

協同組合千厩新町振興会

(2) 代表者名

理事長 金野茂人

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13

(4) 設立年月日

平成 3 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的な地位の向上を図る。

(6) 事業概要

ア 組合員の取扱品の販売促進を図るための共同売出し、共同宣伝

イ 街路灯、駐車場等組合員及び一般公衆の利便を図るための事業

ウ 商店街近代化事業に係る調査研究

エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

オ 組合員の福利厚生に関する事業

カ 前各号の事業に附帯する事業

(7) 純資産（令和 2 年 3 月 31 日現在）

713,774 円

(8) 組合員数（令和 2 年 3 月 31 日現在）

29 人

(9) 役員

理事長 1 人、理事 9 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		負債の部合計	0
現金	148,774	純 資 産 の 部	
普通預金	465,000	組合員資本	
有価証券	100,000	出資金	465,000
流動資産計	713,774	残高勘定	
		有価証券残高	100,000
		利益剰余金	
		当期末処分剰余金	148,774
		当期純利益金額	(3,690)
		純資産の部合計	713,774
資産の部合計	713,774	負債及び純資産の部合計	713,774

3 選定理由

千厩新町にぎわい交流施設の指定管理候補者として、次の理由により、協同組合千厩新町振興会を選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成17年度から当該施設の管理を行っているが、適切な管理運営、経費の節減及び利用者サービスの向上に努めており、これまでの管理運営に対する評価は良好で、今後も利用者ニーズに沿った運営が期待できる。

また、当該施設は、地域情報の発信、地場製品の普及及び人々の交流を促進し、千厩地域の中心市街地の活性化を図る上で、趣向を凝らしたイベントの開催や「せんまや夜市」の中核的な推進を担っている当該団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 133 号

東山矢ノ森集会施設愛花夢館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

東山矢ノ森集会施設愛花夢館

2 指定管理者となる団体

一関市東山町田河津字矢ノ森 59 番地 19

矢の森自治会

会長 菅 原 理

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

東山矢ノ森集会施設愛花夢館

イ 所在地

一関市東山町田河津字矢ノ森 59 番地 19

ウ 施設規模等

敷地面積 1,305.00 m²

延べ面積 200.03 m²

(2) 設置目的

地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

矢の森自治会

(2) 代表者名

会長 菅 原 理

(3) 事務所の所在地

一関市東山町田河津字矢ノ森 59 番地 19

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

田河津矢ノ森地区住民が住民自治の確立を図り、行政区、自治会、公衆衛生組合の各活動において、協調し活動を推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 春・夏・秋の草刈り、環境整備活動

イ 各種行事への参加

ウ 世代間交流活動

エ どんと祭

オ 東山地域各活動事業への参加

カ その他必要と認める事業

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

997,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

42 世帯

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 10 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	348,467	
会費	172,000	
補助金	208,140	市補助金等
施設使用料	104,000	
雑収入	100,812	納税貯蓄組合報奨金、預金利息、コピー料金等
計	933,419	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
会議費	3,520	役員会
事務費	41,489	事務用消耗品
事業費	54,590	各行事等
助成金	30,000	各種負担金、参加費等
交付金	185,600	各種募金、会費等
維持管理費	42,497	施設維持管理費等
光熱水費	75,152	電気、ガス、灯油代
備品購入費	54,000	ガステーブル
計	486,848	

収入支出差引額 446,571円

3 選定理由

東山矢ノ森集会施設愛花夢館の指定管理候補者として、次の理由により、矢の森自治会を選定した。

当該団体は、田河津8区の住民で構成されている団体であり、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿った運営が期待できる。

また、当該施設は、主に当該団体の構成員が、自治会活動の拠点として、地域住民の親睦及び伝統行事の継承及び地区の行事の場として利用されており、地域の振興と住民福祉の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、単一の行政区民のみが自治集会所として使用している公の施設については、他地域との負担の公平性から管理主体の適正化を図ることとしており、補助金適正化法による財産処分制限期間の経過後は地元自治会への譲渡を促進する方針により、指定期間については令和3年度の1年間とする。

議案第 134 号

東山山谷自治会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

東山山谷自治会館

2 指定管理者となる団体

一関市東山町長坂字北山谷 24 番地 3

山谷自治会

会長 鈴木 勲

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

東山山谷自治会館

イ 所在地

一関市東山町長坂字北山谷 24 番地 3

ウ 施設規模等

敷地面積 313.00 m²

延べ面積 109.31 m²

(2) 設置目的

地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

山谷自治会

(2) 代表者名

会長 鈴木 勲

(3) 事務所の所在地

一関市東山町長坂字北山谷 24 番地 3

(4) 設立年月日

平成 18 年 2 月 19 日

(5) 設立目的

長坂山谷地区住民が住民自治の確立を図り、行政区、自治会、公衆衛生組合の各活動において、
協調し活動を推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 春・夏の草刈り活動

イ 山谷地区道路清掃活動

ウ 世代間交流活動

エ 他自治会視察研修

オ 東山地域各活動事業への参加

カ その他必要と認める事業

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

1,153,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

81 世帯

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 6 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科 目	決算額	備 考
繰 越 金	265,124	
会 費	456,000	
補 助 金	173,400	市補助金等
使 用 料	22,000	自治会館利用料、農産加工場利用料
雑 収 入	117,552	新年会会費、ご祝儀等
計	1,034,076	

【支出】 (単位：円)

科 目	決算額	備 考
会 議 費	51,178	総会、役員会等
手 当	20,000	交通費等
事 務 費	4,800	コピー代、コピー用紙代
事 業 費	343,642	各行事等参加、河川清掃参加謝礼
管 理 費	127,874	電気、水道、ガス、暖房燃料、修繕費
負 担 金	275,800	体育協会費他団体への負担金
予 備 費	511	
計	823,805	

収入支出差引額 210,271 円

3 選定理由

東山山谷自治会館の指定管理候補者として、次の理由により、山谷自治会を選定した。

当該団体は、長坂3区の住民のうち、山谷地区の81世帯で構成されている団体であり、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿った運営が期待できる。

また、当該施設は、自治会活動の拠点として、地域住民の親睦及び伝統行事の継承及び地区の行事の場として利用されており、地域の振興と住民福祉の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 136 号

川崎農村女性の家いぶき会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川崎農村女性の家いぶき会館

2 指定管理者となる団体

一関市川崎町薄衣字赤柴 101 番地 3

赤柴自治会

会長 千葉 敬 徳

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

川崎農村女性の家いぶき会館

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字天蔵 1 番地 7

ウ 施設規模

敷地面積 934 m²

延べ面積 284 m²

(2) 設置目的

住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会を形成するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

赤柴自治会

(2) 代表者名

会長 千葉 敬 徳

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字赤柴 101 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 55 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

明るい、豊かな、住みよい地域を造ることをめざして、連携を深め、自治活動を盛り立て、かつ、行政との連携を密にして、地域社会の向上を図る。

(6) 事業概要

自治会活動事業全般

ア 生活の向上及び生活環境の改善に関すること。

イ 産業の振興に関すること。

ウ 教育、文化活動及び住民の健康増進に関すること。

エ その他共同作業、視察会、研修、行政への意向伝達に関すること。

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

2,450,000 円

(8) 団体に属する世帯数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

58 世帯

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、会計 1 人、書記 1 人、部長等 5 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	728,930	
補助金	444,330	自治会等活動費総合補助金等
会費	580,000	
委託費	508,000	指定管理委託料
施設使用料	258,175	川崎農村女性の家いぶき会館使用料
雑収入	136,957	古紙、空瓶回収代等
計	2,656,392	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
総務部	241,205	会議賄い等
教育社会文化部	11,554	児童・生徒を励ます会記念品
厚生部	31,666	古紙・空瓶回収、道路清掃等経費等
体育部	24,721	運動会経費等
産業部	93,000	移動研修費等
女性部	55,000	女性部運営費
健康づくり友の会	27,248	材料代
女性の家管理費	1,005,458	光熱水費等
補助金	81,000	子供会育成会等への補助
手当	141,000	役員手当
負担金	272,600	各種加盟団体の会費等
計	1,984,452	

収入支出差引額 671,940 円

3 選定理由

川崎農村女性の家いぶき会館の指定管理候補者として、次の理由により、赤柴自治会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、指定管理者制度を導入した平成 22 年度から当該施設の管理を行っているが、適切な施設運営に努めており、これまでの管理運営に対する評価は良好で、今後も安定的な管理運営が期待できる。

また、当該施設の利用は、地元の自治会や農産加工グループ等の利用が多く、地域に密着した施設であり、経験を有している地元の自治会が管理運営することが最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、令和 5 年度までの 3 年間とする。

議案第 137 号

藤沢有機肥料センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢有機肥料センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字山谷 122 番地
株式会社若葉
代表取締役 橋 本 友 厚
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢有機肥料センター

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字山谷 122 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 15,510.00 m²

延べ面積 5,100.62 m²

(2) 設置目的

家畜排せつ物等の適正な処理を推進し、資源として循環利用を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

株式会社若葉

(2) 代表者名

代表取締役 橋本友厚

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字山谷 122 番地

(4) 設立年月日

平成 17 年 8 月 4 日

(5) 事業概要

ア 畜糞尿、汚泥及び食品廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務

イ 堆肥の製造及び販売に関する業務

ウ 農畜産物の生産、加工及び販売に関する業務

エ 前記各号に附帯する一切の業務

(6) 純資産（令和 2 年 3 月 31 日現在）

29,414,144 円

(7) 従業員数（令和 2 年 3 月 31 日現在）

7 人

(8) 役員

代表取締役 1 人 取締役 2 人

(9) 団体の財務状況

貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	25,781,658	流動負債	7,099,258
固定資産	10,731,744	負債合計	7,099,258
		純 資 産 の 部	
		資本金	3,000,000
		利益剰余金	26,414,144
		純資産合計	29,414,144
資産合計	36,513,402	負債及び純資産合計	36,513,402

3 選定理由

藤沢有機肥料センターの指定管理候補者の選定については、募集要項を定め、公募を行った。

一関市指定管理者選定委員会において、応募のあった1団体について、評点方式による審査を行い、その結果を基に、株式会社若葉を指定管理候補者に選定した。

同委員会での審査は、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書等の書類及びプレゼンテーションの内容を基に、管理運営業務に関する基本的事項の評価項目である団体の規模や能力、基本的な考え方、効率的かつ効果的な管理運営、地域貢献及び収支に関する事項について、選定委員会委員が採点し、各評価項目において、指定管理候補者とする基準点（配点の6割）を上回ったことから、当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有見直しの対象施設であることから、令和5年度までの3年間とする。

議案第 138 号

大籠キリシタン殉教公園等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

大籠キリシタン殉教公園

大籠キリシタン資料館

大籠殉教記念クルス館

2 指定管理者となる団体

一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7

藤沢町文化振興協会

会長 星 幸 一

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
大籠キリシタン殉教公園	一関市藤沢町大籠地内	敷地面積 19,983.00 m ²
大籠キリシタン資料館	一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7	延べ面積 312.68 m ²
大籠殉教記念クルス館	一関市藤沢町大籠字早坂 15 番地 12	延べ面積 178.25 m ²

(2) 設置目的

製鉄史とキリシタン殉教にまつわる文化遺産を保存、継承するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町文化振興協会

(2) 代表者名

会長 星 幸 一

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7

(4) 設立年月日

平成 7 年 6 月 1 日

(5) 設立目的

文化財の保護、保存及び活用等を図るとともに岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進を図り、もって市民の教育及び文化振興に寄与する。

(6) 事業概要

- ア 藤沢地域の歴史に関する資料の収集、保管、展示等の事業
- イ 岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進に関すること。
- ウ 公の施設の管理運営
- エ 歴史や文化に係わる書籍等の刊行及び販売
- オ その他この会の目的を達成するために必要な事業

(7) 団体の会計予算（令和 2 年 4 月 1 日現在）

- ア 事業会計 6,629,000 円
- イ 出版物会計 721,000 円

(8) 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

3 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 5 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
令和元年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
指定管理料	5,176,000	
入館料	318,920	大籠キリシタン資料館入館料
使用料	16,300	郷土文化保存伝習館使用料
販売手数料	2,150	絵葉書販売手数料
雑収入	13,452	使用電気料相当額、貯金利子
繰越金	70,677	前年度繰越金
計	5,597,499	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
職員給与	2,093,453	館長報酬、職員賃金、福利厚生費
総務事務費	153,410	事務用消耗品、通信費、印刷費等
施設維持管理費	1,887,659	委託料、光熱水費、汲取料等
広告宣伝費	3,758	広報用パンフレット等
施設整備改修費	470,391	外構環境保全費、庭園保守整備費、建物保守整備費
計	4,608,671	

収入支出差引額 988,828 円

3 選定理由

大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館及び大籠殉教記念クルス館の指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町文化振興協会を選定した。

当該団体は、旧藤沢町において平成7年6月から、大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館及び大籠殉教記念クルス館の管理を行ってきた。さらに、平成18年度からは指定管理者として管理を行っているが、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、たたら製鉄とキリシタン殉教の歴史がある大籠地区において、地域の文化を熟知している当該団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。